

目次 1 研究科長・学部長からのごあいさつ【西川洋一】

2~3 特集：キャンパスから職場へ～活躍する法学部女性卒業生の今【井上 彩・日野正実・牛田(井上)皓子・須賀千鶴】

4 アメリカ連邦最高裁判所長官 ジョン・ロバーツ氏による講演会【西川洋一】

5 東京大学法科大学院同窓会の活動報告【大野憲太郎】

6 推薦入試が始まります／新任教員のご挨拶【小原雅博】



研究科長・学部長からのごあいさつ

法学政治学研究科長・法学部長

西川洋一

東京大学にとって国際化と並ぶ現在の最も大きな課題は、「男女共同参画」の推進、具体的には女性の学生や教員を増やし、活躍してもらうことです。残念ながら東京大学全体についても法学部をとっても、ここ数年、特に学部における女子学生の数はほとんど増えていません。

東北帝国大学が1913年に日本の大学としてはじめて女子学生の入学を認めたことはよく知られています。これに対して東京帝国大学は、1920年に女性にも聴講生の資格を認めたものの、はやくも1928年には、正規学生が増えて受け入れる余裕がなくなったという理由で聴講生募集を停止します。結局、女性がはじめて学部の正規学生として入学を認められるのは戦後の1946年であり、法学部ではその年の331名の合格者のうち4名が女性でした。

しかし旧制大学院について言いますと、法学部は、東大のなかで正規の学生として女性の入学をはじめて認めた学部でした。すなわち1933年1月24日の評議会において、穂積重遠法学部長より、中華民国の女子学生が大学院入学を願い出ている件につき審議が求められ、次の2月7日の評議会で、これを各学部教授会の裁量に委ねることが決定されました。これにもとづき法学部教授会は、北京大学(当時の名称では北平大学)卒業生の韓桂琴さんの大学院入学を認めました。東大最初の女性の正規学生です。

韓さんは、神川彦松、横田喜三郎両教授のもとで外交史と国際法を学び、日中戦争が激化した1937年に帰国します。そして1949年の革命後は、韓幽桐という名で、法律家として司法・行政等の要職を歴任されたとのことです。この韓さんの入学を皮切りに、東京帝国大学でも大学院への女性の入学が始まり、翌1934年には、立石芳枝さんが、東京帝大最初の日本人女子学生として法学部の大学院に入学されます。立石さんは、後にわが国の女性法学者の草分けとして明治大学で教鞭をとられることになります(以上、所澤潤「東京大学における昭和20年(1945年)以前の女子入学に関する資料」『東京大学史紀要』第9号1991年等を参照)。

もとより私たちは、このことをもって直ちに誇りとすることはできません。すでに1920年以来女子学生の学部への入学を認めていた北京大学と比べても、東京帝国大学の制度は大きく遅っていました。また現状を見ても、東大法学部よりも遅く、ようやく1950年になってはじめて女性の入学を認めたハーバード・ロースクールにおいても、現在の学生の男女比率は1対1に近くなっています。これに対して東大法学部の2015年度の進学者・入学者のうち女性は約19%、2015年度法科大学院入学生で33%に過ぎません。学部としても大学としても、まだまだ努力すべき点があることは明らかです。

しかし、女性の比率を高めるためには、まず、女子高校生や駒場の女子学生の皆さんに東大法学部に関心を持ってもらうことが第一です。そこで本号のニュースレターでは、4人の女性の卒業生の皆さんに、その活躍ぶりを伝えていただきました。お読みいただければお分かりのように、男女の別を問わず、法学部卒業生には大きな可能性が開かれています。もし身近に、法学部進学に関心をお持ちの方がおられれば、ぜひこのニュースレターをお見せいただければと存じます。

特集

キャンパスから職場へ ～活躍する法学部女性卒業生の今～

鉄を作る、鉄で創る

新日鐵住金(株) 井上 彩

地元の四国を離れ、大学生活への期待と不安を胸一杯に上京してから早15年以上がたつ。大学時代は人並みにバイトやサークルに励み、勉強だけは「人並み」とは言えないが、それでも違う大学生活であったら、今のキャリア、今の私はなかっただろう。卒業後は法曹や官僚の道に進む友人が多い中、私はこの十数年、鉄鋼業界に身を置いた女性という点では、貴重人種かもしれない。世の中に圧倒的な量で存在する素材でありながらも、身近とはほど遠い業界である鉄鋼について、私の「鉄の女」キャリアを中心に、この場を借りて少し紹介させて頂くこととしたい。

改めて振り返ると、入社以来、職場も仕事内容も様々な経験をしてきた。

1 入社後の製鉄所研修

1ヶ月間、現場勤務者と全く同じシフトで三交代勤務をし、製鉄所が24時間365日鉄を生み出し続けている現実と、知恵と経験で日本の鉄づくりを支える現場力を肌で学んだ。

2 本社での原料購買（鉄鉱石・石炭等）

学校の勉強と異なり予測不能な事態ばかりで、その度に柔軟に対応する力が鍛えられただろうか。加えて地方県立高校出身の私は、授業以外で英語を話すのはほぼ初めてで随分四苦八苦した。

3 内閣府・内閣官房出向

規制改革担当部署で、鉄とは無縁の農林水産業を担当した。現場が大事、現場に行かないと分からない点は、鉄との共通点かもしれない。その後「仕分け」や、TPP・エネルギー政策に

携わるうちに、出向期間を2回延長し、足かけ3年半近く役人をしていた。

4 姫路の製鉄所勤務

ありがたくも当社史上初の製鉄所勤務の女性管理職だったらしい。現場も技術も生きていることを全身で感じ、その地で働くだけで、人も考え方も思いもグッと幅が広がったと思う。

5 本社で総務を担当

「社会」の基盤である鉄づくりを、「会社」の基盤である総務の立場で支えているとの自負で、日々業務に邁進している。

モノの提供を通じて利益をあげ、社会に貢献するのがメーカーの使命である。その中でも鉄鋼業は、単なる石（鉄鉱石）が、当社を通過するだけで、最も大量・安価で汎用性のある素材になるという点では、世の中に与えるインパクトは絶大と言える。「鉄」を作り「付加価値」を創る仕事に純粋にワクワクしながら、これからもその時々の立ち位置で自分が充実して仕事し、ひいては日本のために貢献したいと思いつつ、今日も私は「鉄の女」を続けている。



部下と打ち合わせ中

裁判官 はじめの一歩

東京地方裁判所判事補 日野正実



判決の署名上達のため、ペン習字を始めてみました。達筆を目指して頑張ります。

私は、現在裁判官として仕事をしていますが、東大入学当初は、まさか自分が裁判官になろうとは全く想像していませんでした。振り返ってみると、東大の法学部や法科大学院に在学中の様々な方との出会いの積み重ねが、今の自分の選択に大きな影響を与えていたのだと思います。

大学在学中は、やはり法学の勉強が面白く、法律の知識を活かせるような仕事に就きたいと思っていました。他方で、自分はもっと視野を広げなくてはという思いもあり、アジア各国の法学生が所属する国際系の学術サークルに入って活動していました。ここで、様々な国の人たちと共にディスカッションや模擬裁判を行った経験は本当に貴重でした。他のアジアの国々から来ている学生の中には女性も多く、皆優秀であるのはもちろん、自分たちが母国を背負っていくのだというような姿勢が垣間見え、のんびりと学生生活を送っていた私は圧倒され、衝撃を受けました。

法科大学院では、同じ道を志す仲間たちと切磋琢磨しながら勉強する中で多くの刺激を受けましたし、学者の先生や法曹の諸先輩方、特に活躍する女性の先輩方と出会う機会に恵まれたことは、その後の進路を考える上でも大きな財産となりました。

進路は、中立的な立場から双方の言い分を聞いた上で紛争の解決に尽力したいと思い、裁判官の道を選びました。現在は、東京地裁で民事裁判を担当しています。この仕事では、当事者の主張を的確に把握し、提出された証拠を丹念に分析し、争点や紛争の本質を見極め、公平・公正な目で事件を見つめて、妥当な解決方法を模索し、判断を下すことが必要だと思いますが、任官2年目の未熟者の私はまだまだ学ぶことばかりです。記録の山を前に、どのように解決するのが望ましいか頭を悩ませ、

日々流れる裁判のニュースを見てその影響力の大きさと裁判官の職責の重さを痛感しながら、事件に向こう日々です。当事者にとっては、ある意味で最後の砦である裁判という場面で、判断権者である裁判官がどのような人物かという点は大きな関心事だと思いますし、そういう意味で人格が問われている仕事だと感じていますが、多くの尊敬する先輩裁判官に育てて頂きながら、深みのある裁判官として熟成できるよう、今後も目の前の事件に全力で取り組んでいきたいと思います。

若手弁護士の雑感

弁護士 長島・大野・常松法律事務所
牛田(井上)皓子

1985年、男女雇用機会均等法が成立した年に福岡で生まれた私が、東大に入学したのは2004年のことです。国立大学が法人化し、東大を含め各地にロースクールが設立された年であり、その影響で文Iの定員も600名から400名になった年です。教養学部のクラスは文I文IIの混合・語学別クラスで、私が選択したのはフランス語。他の語学選択に比べても圧倒的に女性が多く、1クラス40名強のうち、留学生も含めると女性は実に16名で、当時も今も、クラスで集まると女性のほうが多いことも…。

法学部時代は、日中は講義を受け、空いた放課後や早朝はサークル活動(アメフトのマネージャーをしていました)やドラッグストアでのバイトに勤しむ、忙しくものんきに楽しい日々でした。学部を通じての所属ゼミが特になく、大教室での講義の多



入学時クラス写真：
今もよく集まる大切な友人です。

い法学部は「法学部砂漠」と呼ばれたりもしましたが、だからこそ試験前には旧来の友人同士の助け合いが物を言い、私も教養時代からの友人宅で試験勉強合宿をしたこともありました。

当時はリーマン・ショック前夜で就職市場は空前の売り手市場、悩みましたが、結局、弁護士を目指して大学院法曹養成専攻(いわゆるロースクール)に進学することにしました。ロースクールでは毎日朝から晩まで構内で過ごし、講義、自主ゼミ、自習とストイックな勉学生活でしたが、他大学から来た学生も多く、学部時代とは違う明るさ(講義棟がガラス張りのせいでしょうか)、華やかさ(女性も3割を超えていました)、そして友人達との密度の濃い交わりがあったように思います。

2011年12月に弁護士登録し、現在は、主として国際仲裁や海外での裁判手続等を含む紛争解決や人事労務の案件に携わっています。まだまだ日々の執務をこなすので精一杯で、職務について先輩方や後輩に自信を持ってお話しできることは、…これから少しずつ見つけていこうというところです。

さて、OGとして寄稿をとのご依頼でしたが、こうして振り返ってみて、有り難いことに多くの女性の友人・同僚・先輩に囲まれ、またもちろん多くの素晴らしい男性陣にも恵まれ、女性であるということを特に意識することなく過ごしてきたというのが実感です。そのため、女性だからこそという視点に欠けてしまったことをご寛恕いただければと存じます。

霞ヶ関での日々

経済産業省 経済産業政策局産業資金課 総括補佐
須賀千鶴



はじめまして、須賀千鶴と申します。妹が今朝ほど出産しまして、お見舞いの帰り道にこれを書いています。

私は高校までのんびりした女子校で育ち、将来は素敵なママになれたらと漠然と思っていたのですが、結婚したときも、出産して産休をとったときも、まわりの人には「仕事ひとつじじゃなかったの」と驚かれ、やっていけるのかと心配されました。たしかに、大学時代ひょんなことからたどり着いた経済産業省での仕事は大好きで、昼夜問わず気づけば国家の行く末について考えており、夫婦げんかの原因もたいてい政策の是非を巡るものでした。その仕事と子育ての両立は、思ったほど簡単でもありませんでした。

実家の母は自他ともに認めるスーパー主婦で、そんな母をみて育った私は、はなから自力で何でもやるのはあきらめていて、月曜日は保育園の送迎から寝かしつけまで主人にお任せ、あと

の日は母に保育園のあとずっと面倒をみてもらっています。最近は娘が「じーじー」と頻繁に呼ぶので父も登板してくれているようです。それでも、仕事後は早く娘に会いたくて夜の会食は自然と減りましたし、病気のたびに深夜救急も含めて奔走し、朝もとにかく慌ただしいので、子育てに奮闘している気分にはなっているのです。特に、産休明けの職場復帰の直後は家のなかがぐちゃぐちゃになり、「まわっていない(事態に十分対処できていない)」状態で迷惑をかけました。何事も涼しい顔で、が母の教えだったのに。

私は、夢は国際弁護士と10年言い続けていたのに大学で官僚と出会う衝撃を繰り返して霞が関に進路を変え、国家運営に携わることの重さを何も分かっていなかったところから周囲に育ててもらって今があり、ひとは気づきとチャンスがあれば変わられるのだと信じています。そして、自分も誰かの気づきになれたらと、後輩があつまる「知の創造的摩擦」などの場に顔を出してきました。官民ファンドのクールジャパン機構をつくった時、昨日立ち上げたフィンテック研究会に200人の傍聴者が集まってくれたときなど、ああよかったと思うタイミングは多いのですが、経済産業省の採用で「あのときお会いした者です!霞が関に来ちゃいました!」と言ってもらうのが、今のところ最も気分が高揚する瞬間です。今のバタバタした生活も、いつか働く女性への前向きなメッセージになれば、と思っています。

アメリカ連邦最高裁判所長官 ジョン・ロバーツ氏他による講演会

法学政治学研究科長 西川洋一

2015年7月9日午後3時より、安田講堂にて、アメリカ最高裁判所長官ジョン・ロバーツ氏 (John G. Roberts Jr., Chief Justice of the United States) およびハーバード大学ロースクール教授リチャード・ラザルス氏 (Professor Richard J. Lazarus, Howard J. & Katherine W. Abel Professor of Law, Harvard University) による講演会が開催されました。

この講演会は、東京大学大学院法学政治学研究科、最高裁判所、日米法学会の共催、公益財団法人末延財団の後援により行われたものです。

ロバーツ長官は、このたびわが国の最高裁判所の招きによりご家族と来日されたもので、東京大学でラザルス教授と共に講演会を開催した他、京都大学では連続講義をされました。

本研究科の浅香吉幹教授の司会のもと、まずアメリカ環境法の権威であるラザルス教授が、"Environmental Law in the United States Today" (「今日のアメリカ環境法」)と題し、アメリカ環境法の発展を回顧し、現在の問題を指摘するご講演をされました。1960年代から80年代にかけ連邦議会の積極的立法政策により、環境保護がめざましく進歩したにもかかわらず、1990年ころから共和・民主両党間の党派対立の激化のため立法による法形成が麻痺し、その結果大統領は時代遅れの法律によって環境問題に対処することを余儀なくされたり、連邦裁判所により行政機関の規制権限が制限されるという事態が生じており、そのため地球的環境問題への対応が困難になっていることを指摘されました。しかし教授は、気候変動問題への対処の必要が停滞状態を打破する弾みになるのではないかという楽観的な見通しをもって、この明晰なご講演を締めくくられました。



当日の講堂内の様子



講演会後のレセプションでご挨拶をされるロバーツ長官



講演されるラザルス教授と司会の浅香吉幹教授



講演をされるロバーツ長官

引き続いて行われたロバーツ長官のご講演は "The Administrative and Non-Judicial Responsibilities of the Chief Justice" (「合衆国首席裁判官の行政的・非司法的責務」)と題されたもので、ご自身の前任者16人の連邦最高裁判所長官(合衆国首席裁判官)について、任期中における司法的な任務以外の活動を分析しました。長官が裁判官として以外のいかなる職務を勤めるかは、各人の個性や履歴の違いにより多様でしたが、特に初期には政治や外交にも積極的に関与する長官も存在しました。しかし連邦最高裁の役割が重要度を増し、それに伴い長官の業務も増えると、非司法的な仕事を避ける傾向が強くなってきたことを、ユーモアを交えつつ具体的に論じられました。「就任前に[連邦最高裁の]陪席裁判官を務めた首席裁判官たち、すなわちホワイト、ストーン、レンクイスト各長官は、司法自体が困難で時間のかかるものであることを最もよく知っていました。彼らはそれ以外の責務を担うことには特に慎重でした。それは彼らが、自らの第一の義務が良い裁判官たることにあり、そして良い裁判官であるためには時間が必要であることをよく知っていたからです」という結びの言葉は、歴史学にも造詣の深いロバーツ長官が歴代長官の事績を研究する中で強められたご自身のお考えであると共に、その真摯なお人柄をも反映しているものであったと思います。

当時は、4名の現役最高裁判所判事を含む裁判所関係者、日米法学会の会員のほか、東大の多数の学部・大学院学生、教員など、多くの聴衆が改修工事竣工もない安田講堂に集い、充実した二つの講演に魅了されました。

このように素晴らしい講演会を開催するために多大のご支援ご協力を賜った皆さまに、法学部・法学政治学研究科として心より感謝を申し上げます。

東京大学法科大学院同窓会の活動報告

東京大学法科大学院同窓会 会長 大野憲太郎

① 東京大学法科大学院同窓会の活動

東京大学法科大学院同窓会は、東京大学法科大学院に在学していた方（修了生のほか、中退者も含みます）を正会員、教鞭をとられた先生方を特別会員とする同窓会組織です。会員の皆様から、入会費・年会費等を集めることなく、会員有志のボランティアによって活動を続けております。

当会の活動には、「会員相互の交流」、「会員への情報提供」、「在学生への支援」という3つの柱がございます。第1に、「会員相互の交流」としては、年に1回同窓会を開催し、旧交を温める機会とし、また、今年からは、司法試験において一定の成果が得られなかった方を対象にした決起集会として「捲土重来会」を開催しております。第2に、「会員への情報提供」としては、昨年より同窓会ホームページ(<http://www.utsl.ne.jp/utsl/>)を開設し、情報発信を始めております。就職・転職情報等も提供できればと準備を始めているところです。そして第3に、「在学生への支援」としては、未修者に対して添削指導を行う「未修者指導講師」をはじめ、在学生のお役に立てるよう努めております。

当会は、会員有志のボランティア精神に基づいて運営しております。当会の活動に興味のある東京大学法科大学院出身者がいらっしゃいましたら、ぜひ当会(dosokai@utsl.ne.jp)までご連絡ください。



東京大学法科大学院同窓会ホームページ
<http://www.utsl.ne.jp/utsl/>



② 10周年記念パネルディスカッション

去る7月18日、3月に未修9期、既修10期の修了生を同窓会会員に迎えたことを記念して、未修者教育をテーマとするパネルディスカッションを実施しました。パネリストには、『誰が法曹業界をダメにしたのか』等、法曹養成制度についてのご著書もある岡田和樹弁護士、東京大学法科大学院設立以来、知的財産法・コンピュータ法の講義を担当されていらっしゃる末吉瓦弁護士、伊藤塾の塾長として長く司法試験教育に携わっていらっしゃる伊藤真弁護士、元法曹養成専攻長でいらっしゃる佐伯仁志教授をお招きし、元学生の立場から未修4期修了生の足立昌聰弁護士・弁理士が参加いたしました。登壇者の先生方には、当会の活動状況にご理解いただき、ご多忙にもかかわらず無償でご参加くださいました。この場を借りて改めてお礼申し上げます。

パネルディスカッションでは、未修者教育の話をきっかけに、法曹養成制度全体にわたって示唆に富む意見を頂戴しました。例えば、最終的には価値判断の問題に行き着く法学という学問に不向きな学生も存在するという指摘や、そもそも合格者を過度に制限する現状の司法試験制度が問題であって法科大学院教育の問題ではないという指摘もありました。これらは、東京大学法科大学院にとどまらない課題であり、法曹養成制度そのものを考え直すにあたって重要な示唆を含むものと思います。

そもそも、未修者教育をテーマに選んだのは、未修者教育こそ、法科大学院制度の根本ではないかと考えたからです。これは必ずしも東京大学法科大学院のみに当てはまるのではないかですが、東京大学法科大学院では、既修者の合格率と未修者の合格率との差が拡大している印象があります。そのため、未修者教育のより一層の充実が必要なのではないかと考えております。

法科大学院制度は10年を経た現在、その意義や在り方についてさまざまな意見があるようです。パネルディスカッションでは司法試験合格者を制限することについての問題点の指摘がありましたが、それとは逆に、司法試験合格者をより制限すべきとの意見もございます。また、法科大学院制度に対するネガティブな評価も根強いところです。このような現状において、建設的な議論こそ求められているところであります、このパネルディスカッションが、そのきっかけの一つとなれば幸いです。



パネルディスカッションの登壇者

推薦入試が始まります

東京大学では、2016(平成28)年度入学試験(2015年度実施)から、学部の総合的教育改革の一環として、多様な学生構成の実現と学部教育の更なる活性化を目指し、推薦入試(いわゆる「AO入試」ではありません)を導入することになりました。もちろん法学部もこれに参加します。これに伴い、後期日程試験は廃止されます。

推薦入試に出願できるのは、①高等学校又は中等教育学校(いわゆる中高一貫校)を卒業した者及び平成28年3月卒業見込みの者、②通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び平成28年3月修了見込みの者、③文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び平成28年3月31日までに修了見込みの者、です。

以上の条件のいずれかを満たしている場合に、男女各1名(男女いずれかのみが在学する学校においては、推薦できる人数は1名)を校長に推薦していただきます。推薦される者は、次の要件をすべて満たすことが必要です。①学部ごとに定める推薦要件に該当し、当該学部の学問分野に対する強い関心及びこれを本学で学ぶ積極的な意欲を持ち、校長が責任をもって推薦できる者。②合格した場合、必ず入学することを確約できる者。③平成28年度大学入試センター試験のうち、志望する学部が指定する教科・科目のすべてを受験する者。

受験者は、原則として、受験時に選択した後期課程の学部への進学を認められます。法学部では10人程度の学生を受け入れる予定です。

この推薦入試で法学部が求める学生は次のような資質を持つ方です。すなわち「現代社会、とりわけグローバルな場でリード

ダーシップを発揮する素質を持つ学生。すなわち、優れた基礎的学力を備えるとともに、現代社会のかかえる諸問題に強い関心を持ち、実社会の様々な事象から解決すべき課題を設定する能力、さらには他者との対話を通じて、その課題の解決に主体的に貢献する能力を有する学生」。

推薦入試による入学者に対しては、入学時から、勉学に関する様々な相談に対応する教員を配置するとともに、駒場の前期課程在学中に法学部の授業を受け、また法学部進学後は大学院の授業を受けることを認めることで、その学問的興味を自主的に伸ばせるよう配慮します。

法学部として校長に推薦していただきたいのは、以下のすべての条件に該当する学生です。①学業成績に秀でていること(各校の上位概ね5%以内)。②現実の中から本質的な問題を発見し、独創的な形で課題を設定する能力を有すること。③問題の解決に向けてイニシアティブを発揮できること。④異なる文化的背景や価値観を有する他者とのコミュニケーション能力に優れています。

推薦された学生がこれらの条件を備えていることを判断するために、高校時代の活動を示す様々な資料の提出をお願いするとともに、グループ・ディスカッション及び個別面接を行います。グループ・ディスカッションでは、その場で与えられたテーマについて、少人数のグループで議論してもらい、論理的思考力、発想力、コミュニケーション能力などを審査します。また個別面接では、提出書類・資料に関連する質問などを通じて、法や政治に対する関心と、それを学ぶ能力とを確認します。その他、日程、併願の可否等、推薦入試の詳細については、募集要項(<http://www.u-tokyo.ac.jp/content/400035145.pdf>)をご覧ください。

この推薦入試は、東京大学の歴史において初めての試みであり、私たちも、これまでの入学試験で受け入れることのできなかったタイプの学生と出会えることを楽しみにしています。



新任教員のご挨拶

小原雅博

現代日本外交

9月に着任した小原(こはら)雅博です。外交官人生を全うせずに学者となることには異論もありましたが、実務と理論の統合やグローバル人材育成の重要性に共感を覚え、「一身二生」の思いを抱いて、東大に移って参りました。

外務省では、中国を始めとするアジア大洋州地域に深く関わってきました。パワー・バランスが変化する地域の平和と繁栄を

いかに確保するのか、外交の現場で考え、行動したことを踏まえ、学問的に理論化・体系化していく努力が求められます。

外交実務家と学者理論家との違いの一つは、前者が情報や時間に制約がある中で決断し行動しなければならないのに対し、後者は納得の行くまで徹底的に真理を追求できることであると考えていましたが、そんな考えはすぐに打ち砕かれました。社会的人間としての営みを維持しつつ、毎週一回の演習を満足できる内容とするには、一週間は短く、実務家の時とはまた違った精神状況の中での時間不足を感じています。

国際問題の現場には誰もが賛同する正解はありません。理論と実務の双方に立脚しながら如何に「reasonableでworkable」な判断を導いていくのか、という目標は五里霧中の彼方にあります、それに向けて歩んで行く決意です。

東京大学
大学院法学政治学研究科
法学部

NEWSLETTER
ニュースレター

No.17
2015年12月発行

[編集・発行]……東京大学 大学院法学政治学研究科・法学部 卒業生委員会
〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学法学部内
[写真協力]……村上裕一
[デザイン]……安孫子正浩(水蒸気图案室)

ホームページにも学部のニュースなどが
掲載されていますので是非ご覧ください!

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/>

卒業生委員会事務局への連絡先

Tel 03-5841-2776

Fax 03-5841-3119

E-mail alumni@j.u-tokyo.ac.jp